

住民の皆様へ

避難勧告等に伴う避難所の開設について (土砂災害・台風警戒時)

土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難を心掛けることが重要です。
西ノ島町は、災害の危険が迫って、避難が必要になった場合に、避難に関する情報を発令します。
避難勧告等の情報に応じて、自主避難場所、避難所を開設することにしました。

大雨警報が発表されたときなどに発令します。

土砂災害警戒情報が発表されたときなどに発令します。

実際に土砂災害が発生した場合などに発令します。

緊急度：①避難準備・高齢者等避難開始<②避難勧告<③避難指示

低

高

①避難準備・高齢者等避難開始

避難するのに時間がかかる高齢者などの要援護者やその支援者は避難を始めます。通常の避難行動ができる人は避難の準備を始めます。

自主避難場所を開設します。

西ノ島水産総合ターミナルビル 中央公民館 2階和室

※自主避難の場合には、毛布・食糧などは準備しません。

※希望に応じて、各地区の集会所等も自主避難場所として開設します。自主避難されたい方は、役場総務課 TEL6-0101までご連絡ください。

②避難勧告

通常の避難行動がとれる人は、避難場所などに避難行動を始めます。

1次避難所を下記の場所を開設します。

町民体育館

西ノ島水産総合ターミナルビル 中央公民館 2階和室

大字宇賀・大字別府・ 大字美田の方

大字浦郷の方

※災害状況に応じて、毛布・非常用電源・食糧等を用意します。

③避難指示

避難中の人は、確実な避難行動を直ちに完了してください。まだ避難していない人は直ちに避難してください。万が一避難する余裕がなければ、命を守る最低限の行動をとってください。

避難される方が多数になるなど、受け入れが困難になれば、2次避難所を開設します。

避難所を開設しましたら、防災無線にてお知らせします。

避難する際には、隣近所で声を掛け合って、避難しましょう。

防災情報をあらかじめ理解し、自らの判断で、早めに対応することが「自分の身を守る」ことにつながります。

◆自主避難について ～危険を感じたらすぐ避難しましょう

近年、局地的集中豪雨など、突発的な異常気象が発生することがあります。その場合、町からの避難、防災情報が間に合わないケースもあります。身の危険を感じたら安全な場所にいる家族や知人の家、避難所などへ自主的に避難しましょう。

◆避難行動とは

避難するという事は、避難所に行くということだけではありません。次のすべての行動が避難行動となります。

- ①指定避難場所への移動
- ②自宅等から移動しての安全な場所への移動（被害の恐れのない親戚や友人の家、公園など）
- ③近隣の安全と思われる建物等への移動
- ④建物内の安全な場所での待避（例えば、2階へ移動するなど）

担当窓口：西ノ島町役場 総務課 電話 6-0101